

タン情勢(抄)(翻訳)

採 択 二〇〇一年二月二〇日(安保理第四四三回会
合)

リバーン、アルカイダ、その他の過激派集団及び犯罪活動がもたらすアフガニスタンの治安と安定に対する脅威に引き続き対処するよう求め、アフガニスタン全土へのISAFの拡大の完了を歓迎し、また、全ての当事者に対して、国際人道及び人権法を維持し、文民の生活の保護を確保するよう求める。

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の決議、とくに二〇〇一年一月四日の決議一三七八号(二〇〇一)及び二〇〇一年二月六日の決議一三八三号(二〇〇一)を再確認し、

国際連合憲章に従ったテロリズム根絶のための国際的な努力を支持し、また二〇〇一年九月二日の決議一三六八号(二〇〇一)及び二〇〇一年九月二八日の決議一三七三号(二〇〇一)についても再確認し、(中略)

二〇〇一年二月五日にボンで署名された恒久的統治機構の再建までのアフガニスタンにおける暫定取極に関する合意(S/2001/115)(ボン合意)の承認を改めて表明し、(中略)

これらの理由により国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

- 1 アフガン暫定政権及び国際連合要員が安全な環境で活動できるように、カブール及び周辺地域での治安の維持のため、ボン合意附属書Iで予定されたアフガン暫定政権支援のための国際治安支援部隊(ISAF)の六箇月間の設置を許可する。
- 2 加盟国に対して、人員、装備及びその他の資源をISAFに拠出するよう求め、また、それらの加盟国が部隊の指導員及び事務総長に通知するよう招請する。
- 3 ISAFに参加する加盟国に対して、その任務を遂行するために必要な全ての措置をとる権限を与える。

4-11 (略)

注 安全保障理事会決議一七四六(二〇〇七年三月三日採択)の第25項において、米国が国連の枠外で主導する「不朽の自由作戦」への

の言及がなされている。

- 25 アフガン政府に対して、ISAF及び不朽の自由作戦連合軍(Operation Enduring Freedom coalition)を含む国際共同体の支援を得て、それぞれの明示された真務の進展に従って、タ

